



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年7月19日金曜日 第527号

## ◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課) ...	531
公有水面埋立免許.....	(港湾海岸課) ...	531
建設業者の許可の取消し.....	(中予地方局管理課) ...	532
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	532
道路の区域変更(県道宇和島城辺線).....	(南予地方局愛南土木事務所) ...	533
道路の区域変更(一般国道197号).....	(南予地方局八幡浜土木事務所) ...	533

### 教育委員会公告

令和7年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について..... (高校教育課) ... 533

## 告 示

### ○愛媛県告示第737号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、今治市大西町脇地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村 時 広

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業(ため池等整備事業・御城地区)計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年7月22日から8月19日まで
- 縦覧場所  
今治市役所本庁及び大西支所



### ○愛媛県告示第738号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村 時 広

- 埋立ての免許を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所  
愛媛県  
松山市一番町四丁目4番地2  
代表者 愛媛県知事 中村 時広  
松山市岩崎町一丁目7番7号
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - 埋立区域
 

ア 位置  
宇和島市戸島2491-1番地に接する堤から同市戸島4429番地までの地先公有水面

イ 区域  
次の1点から20点までを順次直線で結んだ線及び20点と1

点を結ぶ令和4年の秋分の日(9月23日)の満潮位(C・D・L+2.56m)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

基点(愛媛県宇和島市戸島2335番地内の国土地理院「宇和島2」電子基準点)は、北緯33度12分07秒8531、東経132度21分37秒3943の地点(以下、「基点」という)

- 1点は、基点から真北69度39分16秒、575.82メートルの地点
- 2点は、1点から真北241度46分08秒、10.94メートルの地点
- 3点は、2点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点
- 4点は、3点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点
- 5点は、4点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点
- 6点は、5点から真北241度45分56秒、82.50メートルの地点
- 7点は、6点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点
- 8点は、7点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点
- 9点は、8点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点
- 10点は、9点から真北241度46分05秒、7.38メートルの地点
- 11点は、10点から真北151度46分03秒、7.50メートルの地点
- 12点は、11点から真北241度46分00秒、20.60メートルの地点
- 13点は、12点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点
- 14点は、13点から真北241度45分50秒、4.80メートルの地点
- 15点は、14点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点
- 16点は、15点から真北241度46分01秒、30.50メートルの地点

点  
 17点は、16点から真北331度46分09秒、1.00メートルの地点  
 点  
 18点は、17点から真北241度45分45秒、1.90メートルの地点  
 点  
 19点は、18点から真北151度46分09秒、1.00メートルの地点  
 点  
 20点は、19点から真北241度45分42秒、6.60メートルの地点  
 点  
 ウ 面積  
 2,734.97平方メートル  
 (2) 埋立てに関する工事の施行区域  
 ア 位置  
 愛媛県宇和島市戸島2490 - 1番地から同市戸島4429番地までの地先公有水面及び陸域  
 イ 区域  
 次のA点からT点までを順次直線で結んだ線及びT点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域  
 A点は、基点から真北67度07分14秒、579.18メートルの地点  
 B点は、A点から真北165度52分49秒、97.09メートルの地点  
 C点は、B点から真北246度09分52秒、36.32メートルの地点  
 D点は、C点から真北225度01分57秒、70.02メートルの地点  
 E点は、D点から真北268度27分22秒、50.70メートルの地点  
 F点は、E点から真北326度53分43秒、59.85メートルの地点

G点は、F点から真北42度28分51秒、72.72メートルの地点  
 点  
 H点は、G点から真北133度19分50秒、3.96メートルの地点  
 点  
 I点は、H点から真北41度43分28秒、3.56メートルの地点  
 J点は、I点から真北136度57分22秒、1.04メートルの地点  
 点  
 K点は、J点から真北74度42分15秒、2.96メートルの地点  
 L点は、K点から真北64度55分40秒、6.82メートルの地点  
 M点は、L点から真北39度04分27秒、1.40メートルの地点  
 N点は、M点から真北349度00分04秒、2.64メートルの地点  
 点  
 O点は、N点から真北265度50分54秒、1.55メートルの地点  
 点  
 P点は、O点から真北311度53分56秒、1.74メートルの地点  
 点  
 Q点は、P点から真北62度00分56秒、25.80メートルの地点  
 点  
 R点は、Q点から真北325度33分58秒、8.65メートルの地点  
 点  
 S点は、R点から真北67度29分51秒、47.22メートルの地点  
 T点は、S点から真北57度10分50秒、8.54メートルの地点  
 ウ 面積  
 14,770.59平方メートル  
 3 埋立地の用途  
 漁港施設用地  
 4 埋立免許年月日  
 令和6年7月10日

○愛媛県告示第739号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-3)第606号	令和4年3月1日	(有)吉野塗装店	石丸 一	松山市立花町8-6	令和6年6月11日	塗装工事業	建設業の廃止
(般-3)第10337号	令和3年11月12日	大誠電設機	森田 義一	松山市津吉町1148	令和6年6月21日	土木工事業 電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第740号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年7月19日

愛媛県中予地方局長 矢野 悌二

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
6中局建(開)第8号 令和6年7月10日	伊予郡松前町大字中川原字藪西970番3、970番6、970番7	さいたま市大宮区三橋二丁目799番地1 ベルデュール式番館301 加藤 賢太郎 加藤 未紀

○愛媛県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	宇和島城辺線	南宇和郡愛南町緑甲2009番5から 同町緑甲2008番2まで	旧	メートル 9.2～29.5	キロメートル 0.149	
		南宇和郡愛南町緑甲2009番5から 同町緑甲2008番2まで	新	17.9～34.8	0.149	

○愛媛県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年7月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	197号	西宇和郡伊方町川永田甲1532-5地先から 同町川永田甲1534-6地先まで	旧	メートル 15.0～79.0	キロメートル 0.089	
		西宇和郡伊方町川永田甲1532-5地先から 同町川永田甲1534-6地先まで	新	15.0～25.0	0.089	

教育委員会公告

○公 告

令和7年度の県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日について

令和7年度の愛媛県県立中等教育学校の入学者の選考に係る適性検査等の期日及び入学予定者の発表の日を次のとおり定めた。

令和6年7月19日

愛媛県教育委員会

教育長 田 所 竜 二

- 1 適性検査等の期日  
令和7年1月9日（木）
- 2 入学予定者の発表の日  
令和7年1月16日（木）